

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

石川都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔石川都市計画区域マスタープラン〕
(素 案) 平成 25 年 11 月時点



今出川桜並木（石川町）

福 島 県

目 次

1		
2		
3		
4	1. 基本的事項	1
5	1) 対象区域.....	1
6	2) 目標年次.....	1
7	2. 都市計画の目標	2
8	1) 都市の現状と課題.....	2
9	2) 都市づくりの理念.....	5
10	3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ.....	11
11	4) 保全すべき環境や風土の特性.....	11
12	3. 区域区分決定の有無	12
13	1) 区域区分の有無とその理由.....	12
14	4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	13
15	1) 主要用途の配置方針.....	13
16	2) 土地利用の方針.....	13
17	5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	15
18	1) 交通施設.....	15
19	2) 下水道及び河川.....	16
20	3) その他の都市施設.....	17
21	6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	18
22	1) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	18
23	7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	18
24	1) 基本方針.....	18
25	2) 主要な緑地の配置方針.....	18
26	3) 実現のための具体の都市計画制度方針.....	20
27	4) 主要な緑地の確保目標.....	21
28		

1. 基本的事項

1) 対象区域

本都市計画区域は、石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町の一部、18,182haである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
石川都市計画区域	石川町	行政区域の一部	7,814 ha
	玉川村	〃	3,250 ha
	平田村	〃	4,468 ha
	浅川町	〃	2,650 ha
合 計	2町2村		18,182 ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成22年度を基準とし、概ね20年後の平成42年を目標年次と定める。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化などに対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

① 広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、県中都市圏の南東部の阿武隈高地に位置し、起伏の多い地形となっており、そこを源とする今出川、社川、北須川などの河川沿いの平坦地に市街地や集落、農地が形成されている。

本都市計画区域の石川町は、須賀川といわきを結ぶ御斎所街道の宿場町として成長し、明治時代には自由民権運動が活発に行われた。現在の石川町は官公庁施設や商業施設が多く集まった石川地方の中心的な都市となっている。

本都市計画区域の北部に福島空港が開港し、さらにあぶくま高原道路の全線が整備されたことにより、広域的な交通体系が形成された。

本都市計画区域は、豊かな自然に恵まれ、阿武隈川水系の水源地となっていることから、阿武隈川水系全体を視野に入れ、自然環境の保全及び水質の保全を図ることが必要である。

また、広域的な交通体系の整備を促進するとともに、温泉資源や豊かな自然環境を生かした心と体を休めることができる場を形成し、交流の拡大を図る必要がある。

石川町においては、石川地方の中心都市として、周辺町村の生活を支えるための商業、教育などの都市機能の集積をより一層高めることが必要である。浅川町の磐城浅川駅周辺、玉川村及び平田村の公共施設や商業、業務施設等日常生活を支える施設が立地する地区は、地区住民の日常生活を支える機能の集積を促進する必要がある。

なお、通勤通学や、買い物、医療や文化などでも、各拠点から郡山市との結びつきが強くなっており、このアクセス強化を図っていく必要がある。

② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域は、起伏の多い地形となっており、平坦地は阿武隈川、今出川、社川、北須川などの河川沿いに限られている。区域の約52%を森林が占め、次いで農地が約30%と、自然的な土地利用が大半を占めており、その中に集落が点在している。

森林や河川など豊かな自然を貴重な資源として位置づけ、その保全に努める必要がある。また、自然環境の保全を図りつつ、都市的土地利用、農業的土地利用など適正かつ効率的な土地利用の誘導を行い、バランスのとれた土地利用の実現を図る必要がある。

人口は減少傾向で、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）などによる人口流動は少なく、今後も減少傾向が続くと予想される。また高齢化率は福島県の平均を上回るペースで高まっていることから、今後、大幅な宅地需要が発生することは見込まれない。その一方で、遊休地や未利用地が増加している。また、人口減少・少子高齢化は、地域の生活を支えてきたコミュニティの活力の低下も懸念される。加えて、既存小売店舗数も減少傾向となっている。

石川町の中心部を始め、浅川町の磐城浅川駅周辺、玉川村及び平田村の主要な施設が集積する地区では、今後も地域拠点・生活拠点として都市機能の集積を進め、まとまりのある市街地を形成す

ることが必要である。また、集落地については、農地と調和した良好な居住環境の形成を図る必要がある。

③ 都市施設に関する現状と課題

阿武隈高地の豊かな自然と、福島空港やあぶくま高原道路などの高速交通体系を活用し、流通や工業系に加え、農業、観光などを総合的にとらえた産業の振興や交流の拡大を図る必要がある。

また、いわき地域生活圏や県南地域生活圏などの東西方向の連携を促進するため、(主) いわき石川線石川バイパスの整備などを推進する必要がある。

本都市計画区域は、人口が減少傾向にあり、さらに少子高齢化の傾向が福島県の平均を上回るペースで進行していることから、高齢者を始めとする住民の暮らしを支え、暮らしの利便性の向上を図るために必要な社会基盤の整備を推進する必要がある。特に、市街地内への機能の集積を高めるとともに、周辺に点在する集落についても日常生活を支えるために必要な基盤の充実を図るなど、中心部と周辺部のバランスのとれた基盤整備を行う必要がある。

また、東日本大震災では県内各所で道路通行止めが発生し、避難や物資の輸送に支障をきたしたことから、災害発生時における住民の避難や救助、物資輸送活動等を支える災害に強い道路整備も求められる。

下水道については、現在浅川町の中心部において整備が進められている。水環境の保全及び良好な居住環境を形成するとともに、東日本大震災では、県内各所で下水道マンホールの隆起や管渠のたわみなどの被害が発生し、下水道の機能が停止したことから、災害に強い下水道などの整備を推進する必要がある。

また、安心して暮らせる都市を形成するため、河川改修を始めとした総合的な治水対策を充実する必要がある。

公園については、東日本大震災において県内各所で多くの公園が一次避難の場所や防災活動の拠点となり、災害時における公園が本来持っている役割を果たしたことから、防災機能を持つ公園の計画的な配置と適切な維持・管理が必要である。

都市施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた施設づくりが必要である。

④ 市街地開発事業に関する現状と課題

本都市計画区域の工業用地や宅地の開発としては、工業団地造成事業や民間による住宅団地開発などが実施された。

⑤ 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

阿武隈高地に位置し、豊かな自然に恵まれ、阿武隈川水系の水源地となっているため、水系全体を視野に入れ、自然環境の保全及び水質の保全を図ることが必要である。

農業的土地利用については、農業経営の安定と食糧の安定的供給、水資源のかん養機能、地球温暖化の防止機能など、その多様な機能に加え、良好な田園風景などを維持するため、農地の確保・保全に努める必要がある。

石川町の中心部は、八幡山や石尊山などの丘陵地が風致地区に指定されており、緑に囲まれた都市景観が守られている。

- 1 今後も風致地区などの指定により、緑に囲まれたゆとりと潤いのある良好な居住環境の形成を図
- 2 ることが必要である。また、必要に応じて建物などの高さに配慮し、豊かな自然景観の保全、良好
- 3 な街なみ景観の形成について検討を行う必要がある。
- 4

2) 都市づくりの理念

2)-I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取組みを進めることをめざす。

県内の全ての区域において、都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」における本県の都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

□ 基本理念

(背景)

○都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。

○これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。

○本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。

○今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

(基本認識)

○都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な機能を有している。

○本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。

○本県は、核となる4都市(福島・会津若松・郡山・いわき市)、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。

○本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産とい

1 う認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。

2 ○田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産業、
3 教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係を構
4 築していくことが重要である。

5 ○都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、
6 それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広い
7 ネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある持
8 続可能な共生社会をめざしていく。

9
10
11 (基本理念)

12 ○以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念と
13 し、県民や事業者、市町村など様々な主体と一体となって、本理念の具体化及び継承に取り組
14 む。

15
16
17
18 □ 基本方針

19
20 本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

21 ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

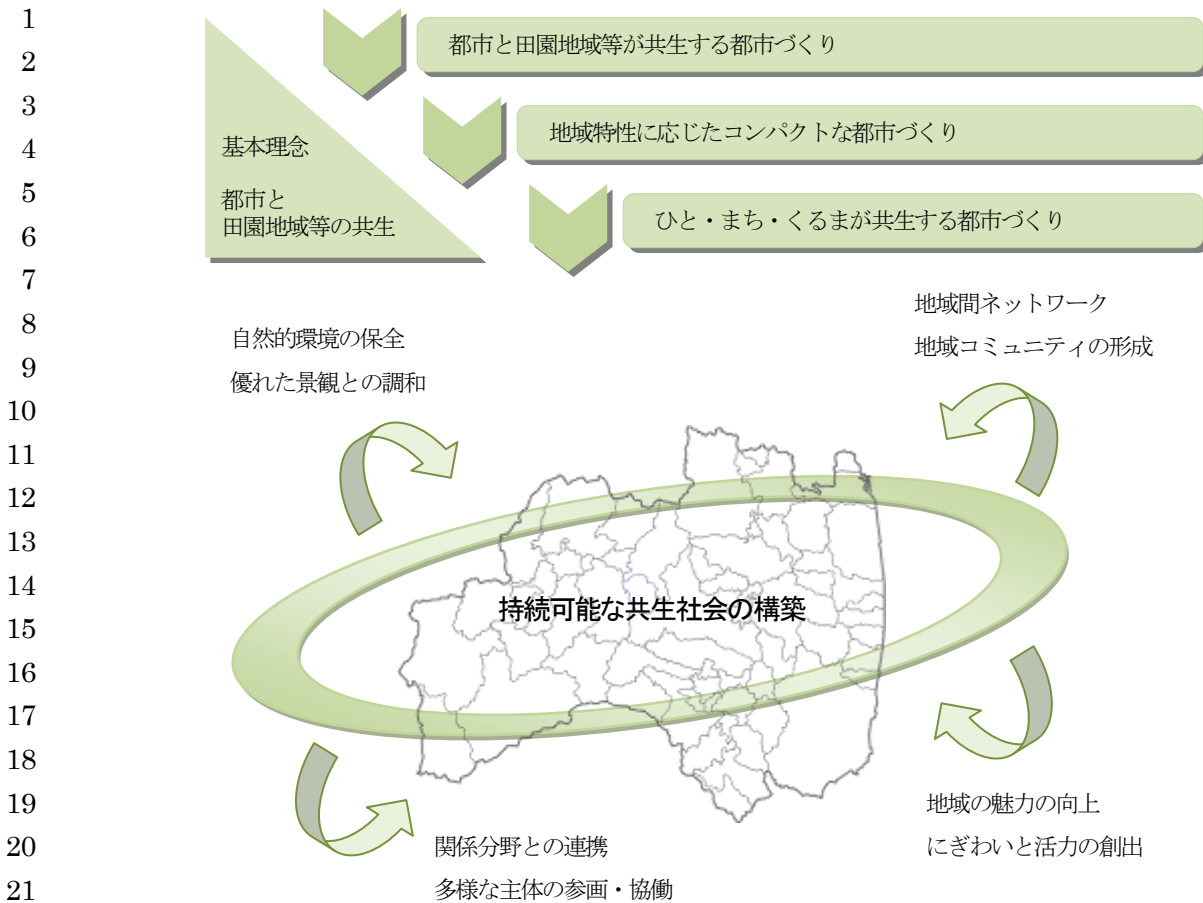
22 広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現
23 状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、
24 都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

25
26 ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

27 人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視
28 された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現する
29 ため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

30
31 ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

32 今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境
33 の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を
34 一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。



□震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの 1 日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取り組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくりなどを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興まちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

2)-II 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

石川都市計画区域の都市づくりの基本理念

**「緑に囲まれた暮らしを守り、
自然の恵みを生かした臨空型の新たな産業を創造する都市づくり」**

- 阿武隈川水系の上流域として、豊かな自然環境の保全と水質の保全に取り組む。
- 阿武隈高地の丘陵に囲まれた市街地、山間に点在する集落など、緑に囲まれたまほろばのまちづくりに取り組む。
- 本都市計画区域の生産物や自然資源と福島空港を活用し、自然環境と調和した新たな産業の場の創造に取り組む。
- いつまでも住み続けられるよう、暮らしを支える機能を有した拠点の形成に取り組む。
- 福島空港やあぶくま高原道路などの活用とともに、温泉や阿武隈高地の豊かな自然を生かした心と体を休めることができる場を提供することにより、交流の拡大に取り組む。

① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

蓬田岳や北須川、社川などを始めとする多くの山や川などの自然資源を本都市計画区域の財産と位置づけ、適正な保全を行うことを基本とする。

市街地内を流れる今出川、北須川などの河川については、市街地にゆとりと潤いを与える貴重な環境であることから、市街地内の安全性の確保を図りつつ、ゆとりと潤いの空間の確保に努める。

また、多様な地域資源を生かし、農業生産性を高めるとともに、多様な担い手が農業に取り組めるよう、優良農地の保全を図る。また、農地の持つ災害防止機能、自然環境保全機能など多面的機能の維持・増進のため、適正に保全・管理するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

これらの自然環境や優良な農地の保全を図るため、市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能が集積した拠点間及び田園集落が連携した集約型都市構造への転換を図るものとする。

② 安全で安心できるまちづくりの推進

住民の生命と財産を守り、安心して住み続けることのできる都市を形成するため、河川の整備、河川上流部における治水・治山事業、急傾斜地の防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

また、急傾斜地崩壊の危険性のある地域については、情報の周知を徹底し、危険箇所での宅地化を抑制する。

市街地においては、延焼遮断帯となる幹線道路、及び避難路や緊急車両の通行を確保するための区画街路の形成を推進するとともに、避難場所となる公園等のオープンスペースの確保に努める。

安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であることから、ハザードマップの整備や消防団などの自主防災活動の活性化等により、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の連携の強化を図るものとする。

③ 生活圏の広域化に対応した交流と連携のネットワークづくり

本都市計画区域は、県中広域都市圏の東部の阿武隈高地に位置し、起伏の多い地形となっており、そこを源とする今出川、社川、北須川などの河川沿いの平坦地に市街地や集落、農地が形成されている。

本都市計画区域内に福島県の空の玄関口である福島空港が位置し、東西方向には、あぶくま高原道路や（主）矢吹小野線が通り、南北方向には水郡線、一般国道118号が通っている。

本都市計画区域構成町村それぞれの中心部は、川沿いの平坦地に形成され、その周辺は丘陵地で囲まれ、さらに、多くの集落は山間に分布するなど、それぞれの住区が山地で囲まれまとまりを持っている。

福島空港やあぶくま高原道路等の高速交通体系の利便性、阿武隈高地の豊かな自然環境を始めとした、母畑温泉やジュピアランドひらた等の観光資源を生かして交流・連携の促進を図る必要がある。

また、通勤・通学、買い物等では、県中広域都市圏の中心都市である郡山市との結びつきが強く、今後も既存の交通網を活用した、これらの中心部と集落間等の交流・連携の強化を図ることが必要である。

1 ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

2 本都市計画区域は、阿武隈高地の中山間地などの多くの田園地域等を抱え、人口減少や高齢化が
3 顕著に進むことが想定される。また、石川町の中心市街地においても同様の傾向が進むと考えられ、
4 住み続けられる地域であるために、コミュニティの維持・再生が大きな課題と考えられる。

5 こうした背景から、田園地域等でのコミュニティの維持・再生を図るために、福島空港やあぶく
6 ま高原道路等の広域交通の好条件や、あぶくま高地の優れた景観や環境を生かし、都市との交流を
7 促進する。また移住・転居需要の受け皿として低未利用地の活用を図る。中心市街地では、歩いて
8 暮らせる利便性を生かした市街地形成を進め、人口定着を進めるなど良好なコミュニティの形成を
9 支援する。

10
11 ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

12 今出川及び社川沿いの平坦地に形成された石川町の中心市街地を地域拠点と位置づけ、商業・業
13 務機能等の多様な都市機能の集積を図るとともに、魅力とにぎわいの創出に努めることにより、東
14 日本大震災により低迷している交流人口の回復・拡大を図る。

15 本都市計画区域を構成する町村は、人口は減少傾向にあり、今後、住宅地などの土地需要が大幅
16 に増加しないと見込まれる。今後も緑に囲まれたまとまりのある市街地の維持を図るため、現在の
17 用途地域を基本とした川沿いの平坦地を市街地として設定することとし、拡散的な市街地が形成さ
18 れることを抑制することで中心核としての機能を維持する。

19 福島空港やあぶくま高原道路など高速交通体系の利便性と阿武隈高地の豊かな自然を活用し、流
20 通や工業系に加え、農業、観光などの地域資源を総合的にとらえた、新たな時代をリードする産業
21 の創出や集積についても検討する。

22 地域の基幹産業である農業の振興を図るため、優良な農地の保全を図るとともに、地域の資源を
23 生かしながら、農商工連携や6次産業化による新たな産業の創出に努める。

24
25 ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

26 地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収源である緑
27 の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進
28 に努める。

29 特に、自動車からの温室効果ガスの発生を抑制するため、地域拠点や生活拠点等に都市機能の集
30 積を進めるなど、自家用車に過度に依存しない移動手段についても検討を図っていく。

31 また、緑の保全・創出を図るため、市街地での公園・緑地の整備推進、民有地の緑化の促進に努
32 める。また、阿武隈高地の豊かな自然環境及び市街地周辺の農地・緑地の保全を図る。

33 なお、農地へ復元が困難な耕作放棄地等については、太陽光・風力発電等による土地利用の促進
34 を図る。

35
36 ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

37 都市施設の整備にあたっては、交流ネットワークに資する施設等、住民の生活を支え、都市の利
38 便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性
39 や一体性に配慮して整備するとともに、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割を十
40 分に考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進める。

1 都市施設の位置は、集約された市街地の範囲を対象として検討することを基本とする。集落地区
2 については、集落の存続を図る上で必要な基盤整備を推進し、生活の利便性や居住環境の向上に努
3 める。

4 その際、自然環境及び身近な生活環境などに与える影響に十分に配慮するものとし、特に、農業
5 との調和に配慮する。良好な自然環境や地域のシンボルとなっている景観については、保全するこ
6 とを基本として都市施設の整備を進める。

7 さらに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域
8 住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

10 参考 附図1 都市構造図

13 **3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ**

14 本都市計画区域は、県中都市圏の南東部に位置し、福島県の空の玄関口である福島空港、東西方
15 向には、あぶくま高原道路や(主)矢吹小野線が通り、南北方向には水郡線、一般国道118号が
16 通っている。

17 区域全体として県中都市計画区域とのつながりが強く、一部地域では、県南方面とのつながりも
18 見られる。

19 本都市計画区域の石川町においては、(主)いわき石川線のバイパス整備により、改善される市街
20 地内の交通環境を生かし、本都市計画区域の生活を支える地域拠点として都市的位置づけを向上さ
21 せることが期待される。

22 また、福島空港やあぶくま高原道路を有効に活用し、自然と調和した土地利用のもと、地域の特性
23 に根ざした新たな産業の創出を進めることが望まれる。

24 特に、あぶくま高原道路の整備により、平田インターチェンジ周辺地区においては、地域間の交流
25 や連携を進める新しい時代の自然と共生した地域づくりを進めることが望まれる。

26 阿武隈高地の豊かな自然を将来にわたる財産として守り、育てるとともに、その自然に抱かれた生
27 活文化を守り、循環型社会の形成をめざした地域社会の形成に努めることが望まれる。

28 参考 附図2 広域都市圏構造図

31 **4) 保全すべき環境や風土の特性**

32 阿武隈高地の起伏に富んだ地形は、市街地や集落の背景として、緑に囲まれた美しい都市景観を
33 形成する要素となっていることから、その保全を図ることとする。

34 さらにそれらの山地を源とする河川は市街地内を流れ、本都市計画区域の西側を南北に流れる阿
35 武隈川と合流している。これらの河川は、区域内に潤いを与えると同時に野生生物の生息地となっ
36 ていることから、その保全を図ることとする。ただし、人口が集積している地区を流れる区間につ
37 いては、災害に対する安全性の確保に配慮するとともに、整備に際しては、緑地空間や親水空間の
38 整備を行い、生活に身近な潤いの場として整備する。

39 また、起伏に富んだ地形を生かした田畑は、地域固有の田園景観を呈しており、農業振興策と合
40 わせてその維持、保全に努める。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

② 判断理由

本都市計画区域は、阿武隈高地の起伏の多い地形となっており、その中の河川沿いの平坦地に市街地や集落が形成されている。区域の西側は阿武隈川によって隣接市町村と隔たっているが、その他の方面は山地で隔たっている。また、区域内の各町の中心部や集落は山地などで囲まれている。これらの地形的な特性によって市街化が無秩序に拡大することを抑制しているため、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

本都市計画区域は既に人口減少局面に入っているが、この傾向は、今後も続くものと見込まれ、住宅地などの土地需要は大幅に増加しないものと考えられる。また、新築建物立地や農地転用は、石川町の中心部及びその周辺地区が多く、工場も工業団地へ立地している状況を踏まえると、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

用途地域周辺の農地及び森林は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等他法の規制が及んでいることから、良好な農地や樹林地等が保全できるものと考えられる。

また、急傾斜地崩壊危険区域、地すべりなど防止区域などの危険地域に関する情報の周知を徹底し、住民、事業者、行政が災害に対するリスクを共有し、危険地域の宅地化の抑制に努めることにより、新たな土地利用規制・誘導を行う必要性は低い。

以上の理由により、石川都市計画区域においては区域区分を定めないこととする。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業業務地

石川町の中心市街地を商業業務地と位置づけ、都市基盤などの改善、路地裏空間の活用により、魅力ある商業業務地として都市機能の集積を図る。また、主要な道路沿道等は、店舗やサービス施設などを主体とした近隣商業地として位置づける。

生活拠点である浅川町の磐城浅川駅周辺、玉川村及び平田村の公共施設や商業、業務施設等が立地する地区と、浅川町の旧一般国道118号沿道周辺は、日用品を中心とした商業業務地として位置づけ、日常生活を支える機能の集積を促進する。

② 工業・流通用地

石川町の藤沢工業団地、浅川町中心部の西側に接する浅川工業団地、平田村の平田工業団地、小館工業団地、水尾工業団地、玉川村の玉川村西工業団地は、工業用地と位置づけ、生産機能の集積を高める。

既存市街地内の工場については、操業環境と周辺環境との調和に十分な配慮を行い、長期的には市街地外に用地の確保を行い、移転を促進する。

あぶくま高原道路の福島空港インターチェンジ周辺では、周辺の自然環境との調和を図りつつ、福島空港やあぶくま高原道路など高速交通体系の利便性と阿武隈高地の豊かな自然を活用し、流通や工業系に加え、農業、観光などの地域資源を総合的にとらえた、新たな時代をリードする産業の創出や集積についても検討する。

③ 住宅地

商業地周辺の住宅地、又は幹線道路などの背後に位置する住宅地については、戸建及び集合住宅などを主体としつつ、生活利便施設などと調和した居住環境の維持・向上を図る。

幹線道路沿道の住宅地については、店舗や自動車対応型のサービス施設などと住宅が調和した沿道型の住宅地の形成を図る。

④ 観光・レクリエーション拠点

石川町の母畑温泉周辺においては、温泉を核とした「保養交流拠点」の形成、千五沢ダム（母畑ダム）及び母畑レークサイドセンターにおいては、「野外スポーツ・レクリエーション拠点」の形成を図る。

蓬田岳山麓の「ジュピアランドひらた」、「教育の森」一帯を文化・交流ゾーンと位置づけ、新しい文化・情報の発信地とするとともに、自然活用型のレクリエーションの場として活用する。

2) 土地利用の方針

① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

良好な都市環境を形成するため、住宅地に混在する工業用地等のうち、周辺の住環境への影響が

1 大きいものについては、工業系用途地域への移転を誘導する。

2 石川町の中心市街地は、商業・業務系及び住居系等の複合的な用途の集積を図り、街のにぎわい
3 や活力の創出を図る。

4 なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合を図りなが
5 ら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とする。

6
7 **② 居住環境の改善又は維持に関する方針**

8 用途地域内の都市基盤が整っていない住宅地においては、道路や公園等の都市基盤整備を推進し、
9 良好な居住環境を形成する。なお、用途地域内に残る空き地や空き家等の未利用地の有効活用を図
10 るほか、防災上の観点から、避難場所となる公園や広場等、避難路となる道路等の確保を図る。

11 集落地区については、集落間の連絡道路などの整備、生活排水施設などの充実を図り、居住環境
12 の維持・改善を図る。

13
14 **③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

15 本都市計画区域は阿武隈高地の山々を背景として、緑に囲まれた都市を形成しており、今後も山
16 林の保全に努め、緑に抱かれた都市を形成する。特に石川町の市街地内については、風致地区の指
17 定を継続することとし、都市内の緑の保全を図る。

18 区域内を流れる河川についても、市街地に潤いをもたらす水辺空間として、親水性の高い河川整
19 備を行う。

20 また、起伏のある地形を生かして形成された田や畑は良好な田園景観を形成していることから、
21 今後も農地の保全を図り、田園景観の維持を図る。

22
23 **④ 優良な農地との健全な調和に関する方針**

24 農用地区域などのまとまりのある優良な農地は、ほ場整備などによる生産基盤の充実などにより、
25 生産性の高い農地として保全する。

26
27 **⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

28 急傾斜地崩壊危険箇所などにおいては、災害の防止を図る観点から、今後も宅地化の抑制に努め
29 る。

30
31 **⑥ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針**

32 用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とし、自然
33 に囲まれた環境の保全に配慮しつつ、集落と地域コミュニティの維持が可能となるよう、污水対策
34 など環境負荷の低減に向けた基盤整備を進めるとともに、適切な土地利用の規制・誘導を図ること
35 とする。

36
37 **参考 附図3 土地利用方針図**

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

① 基本方針

ア. 整備の方針

○広域的な連携軸の強化

都市圏を越える広域的な交流を支える高速交通体系として、あぶくま高原道路を位置づける。

○都市の軸の整備

幹線道路網は、都市構造の骨格として都市全体の経済・社会基盤を形成するものであり、流通活動の向上、社会的サービスの享受など、あらゆる生活行動の利便向上、防災空間など、生活に欠かすことのできない役割を担っていることから、広域通過交通と地域内交通を分離するよう適正に配置する。

○交通結節機能の強化

水郡線の磐城石川駅、磐城浅川駅、泉郷駅の各駅については、交通結節点として、また各生活拠点の中心として、利用者の利便性に配慮した施設の機能維持に努める。

○防災機能の強化

災害時において、高規格幹線道路や主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は区域内での避難路や延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を図るものとする。

○人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、拠点となる駅や病院等の公共施設を中心に、ユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしいまちづくりを推進する。

② 主要な施設の配置方針

ア. 道路

○高規格幹線道路・地域高規格道路

高速交通体系としては、東西方向にあぶくま高原道路を配置する。

○主要幹線道路

幹線道路網としては、南北方向に一般国道118号を配置する。また、周辺市町村との連携

1 及び福島空港へのアクセスを図るため、南北方向に（主）古殿須賀川線、（主）飯野三春石川
2 線、（主）いわき石川線、（主）塙泉崎線を配置する。また、東西方向には、（主）矢吹小野線、
3 （主）白河石川線、（主）勿来浅川線を配置する。

5 ○幹線道路

6 石川町の市街地については、市街地への通過交通の流入を抑制するため、（主）いわき石川
7 線石川バイパスを配置する。また、地区内の交通を円滑に処理するため、南北方向に都市計画
8 道路を配置し、また、今出川により分断されている市街地の連携を図るため、東西方向に都市
9 計画道路を配置する。

10 石川町中心市街地及び浅川町、玉川村の中心部については、歩行者の安全性及び快適性を確
11 保するため、歩行者空間の整備を推進する。

12 なお、長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地利用や交通
13 需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

15 参考 附図4 交通施設方針図

18 2) 下水道及び河川

19 ① 基本方針

20 ア. 下水道整備の方針

21 浅川町の中心部においては、平成12年度から公共下水道の整備が実施されており、今後もそ
22 の整備の推進を図る。その他の地区については、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置を含め
23 た中で効率的な手法を選択し、汚水処理人口普及率の向上を図る。

24 また、施設整備にあたっては、東日本大震災での被害を教訓に、管渠の液状化対策や処理場等
25 の耐震化を十分考慮した災害に強い下水道整備を進める。

27 イ. 河川整備の方針

28 阿武隈川、泉郷川、北須川、今出川などの各町の中心部を流れる河川については、市街地内に対
29 する安全性の確保を図る。また、これらの河川は、市街地に四季折々の美しい景観や潤いのある
30 空間を提供していることから、河川改修に際しては、美しい河川景観の保全や親しみやすい水辺
31 空間を形成する。

32 また、かんがいダムとして運用中の千五沢ダムに治水機能を付加する改築を行う。

34 ② 主要な施設の配置方針

35 ア. 下水道

36 a. 管渠

37 道路、その他の公共施設の整備状況を勘案し、排水区域からの下水を確実かつ効率的に集め、
38 排水するよう配置する。

39 b. 排水区域

40 浅川町の中心部に下水道の整備を行う。

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要性が生じた場合は、用途地域などの土地利用や、道路・公園などの都市施設との総合性、一体性を確保しつつ市街地開発事業を実施する。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

① 公園緑地整備の基本的方針

高齢社会の到来により、子どもの遊び場としてだけでなく、高齢者のふれあいの場としても公園の重要性が増してきている。

都市公園である石川町総合運動公園等の活用を図りながら、市街地を取り囲む緑地や中心部を流れる河川空間を有効に活用しつつ、身近な公園の整備を行う。

② 自然環境保全の方針

本都市計画区域内の土地利用の約52%を占める山林については、森林が持つ水源かん養、国土保全機能に加え、自然の生態系への配慮の観点から、その保全と育成を図るとともに、豊富な森林空間を生かした緑とのふれあいの場としての保護・活用を図る。

③ 景観形成の方針

本都市計画区域は、起伏の多い丘陵地に囲まれていることから、緑に囲まれた市街地や集落の景観を形成している。特に、市街地を取り囲む風致地区などの緑地は、良好な市街地景観を演出していることから、今後も保全を図っていく。

幹線道路沿道などにおいては、建築物、広告・看板類などと街なみや集落景観の調和が図られるよう配慮をする。

2) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全システムの配置方針

阿武隈高地の山林の保全を促進する。また、阿武隈川、泉郷川、北須川、今出川、社川、殿川などの水環境の保全に努める。

市街地内では、石川町の八幡山、源平山、石尊山のまとまった緑については、今後も風致地区として保全を図る。また、高田桜周辺、立ヶ岡などもまとまった良好な緑を有していることから、市街地に潤いを与える重要な緑地と位置づけ、保全に努める。

② レクリエーションシステムの配置方針

ア. 身近なレクリエーション空間としての整備

身近なレクリエーションに資する公園としては、現況の空闲地やまとまった緑地の分布状況、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能などを考慮し、配置することとする。

また、北須川、今出川などの河川整備との調整を図りながら親水公園などの配置を行うこととする。

総合公園としては、石川町総合運動公園が都市計画決定されており、今後も整備の推進を図ることとする。

イ. 広域レクリエーションの拠点の整備

千五沢ダム周辺、蓬田岳山麓、芝山自然公園、ジュピアランドひらた、城山公園、雲五郎山、福島空港公園は、自然とふれあえるレクリエーションの場と位置づけ、自然と調和した交流の場を形成する。

さらに、福島空港と一体的に整備されている福島空港公園を広域レクリエーション拠点と位置づけ、整備を促進する。

③ 防災システムの配置方針

避難施設として石川町総合運動公園を位置づけ、災害への対策を図る。

④ 景観構成システムの配置方針

ア. 市街地の背景となる緑地の保全整備

市街地内及び市街地に近接して、八幡山、源平山、石尊山、高田桜周辺、立ヶ岡などのまとまった良好な緑地があることから、市街地に潤いを与える重要な緑地と位置づけ、今後も保全を図ることとする。

イ. 歴史的風土、文化資源の保全

石川町の石都々古和気神社、小和清水、浅川町の来福寺、玉川村の川辺八幡神社、東福寺、石造五輪などは、歴史的な景観資源であり、今後もその保全に努める。

ウ. 良好な都市景観の保全整備

幹線道路沿道に形成されている中心市街地においては、周辺景観と調和したゆとりと潤いのある良好な街なみの形成に努める。

必要に応じて、建物などの高さ制限などにより、良好な街なみ景観、豊かな自然景観の形成、保全に努める。

エ. 田園景観の保全

起伏の多い丘陵地に形成された、雑木林や里山、農地などからなる特色のある集落景観の保全に努める。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

⑤ 総合的な緑地の配置方針

北須川、今出川などの主要な水辺空間と市街地内の緑地や公共施設を、緑道や街路樹が整備された歩道などで結び、緑のネットワークを形成する。

また、風致地区の指定や地区計画の策定などにより、今後も都市の良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図ることとする。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

都市公園施設として整備すべき緑地については、市街地の人口動向や地形的な条件、空閑地の分布状況を考慮し、概ね以下の方針にしたがって整備を進めるものとする。

種類	種別	整備、保全方策（地域地区等を含む）
住 区 基 幹 公 園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。（従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度設置）
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。（従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏域内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。（従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）
幹 都 市 基 公 園	総合公園	石川町の石川町総合公園の確保を図る。
緑 地 等 緩 衝	その他の公園緑地など	広域公園として、玉川村の福島空港公園の確保を図る。

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

ア. 風致の保全

市街地に潤いを与える重要な緑地の保全を図るため、八幡山、源平山、石尊山については、今後も引き続き風致地区の指定を行う。また、良好な緑地を有している高田桜周辺、立ヶ岡については、今後その風致の保全を図るため、風致地区などの指定を検討する。

イ. 景観の形成

市街地の良好な都市景観の形成を図るために、景観法に基づく景観計画や町独自の景観条例・ガイドラインなどの策定を検討する。

参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

1
2
3
4
5
6
7**4) 主要な緑地の確保目標**

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は以下のとおり。

市町村名	種別	名称
玉川村	広域公園	福島空港公園

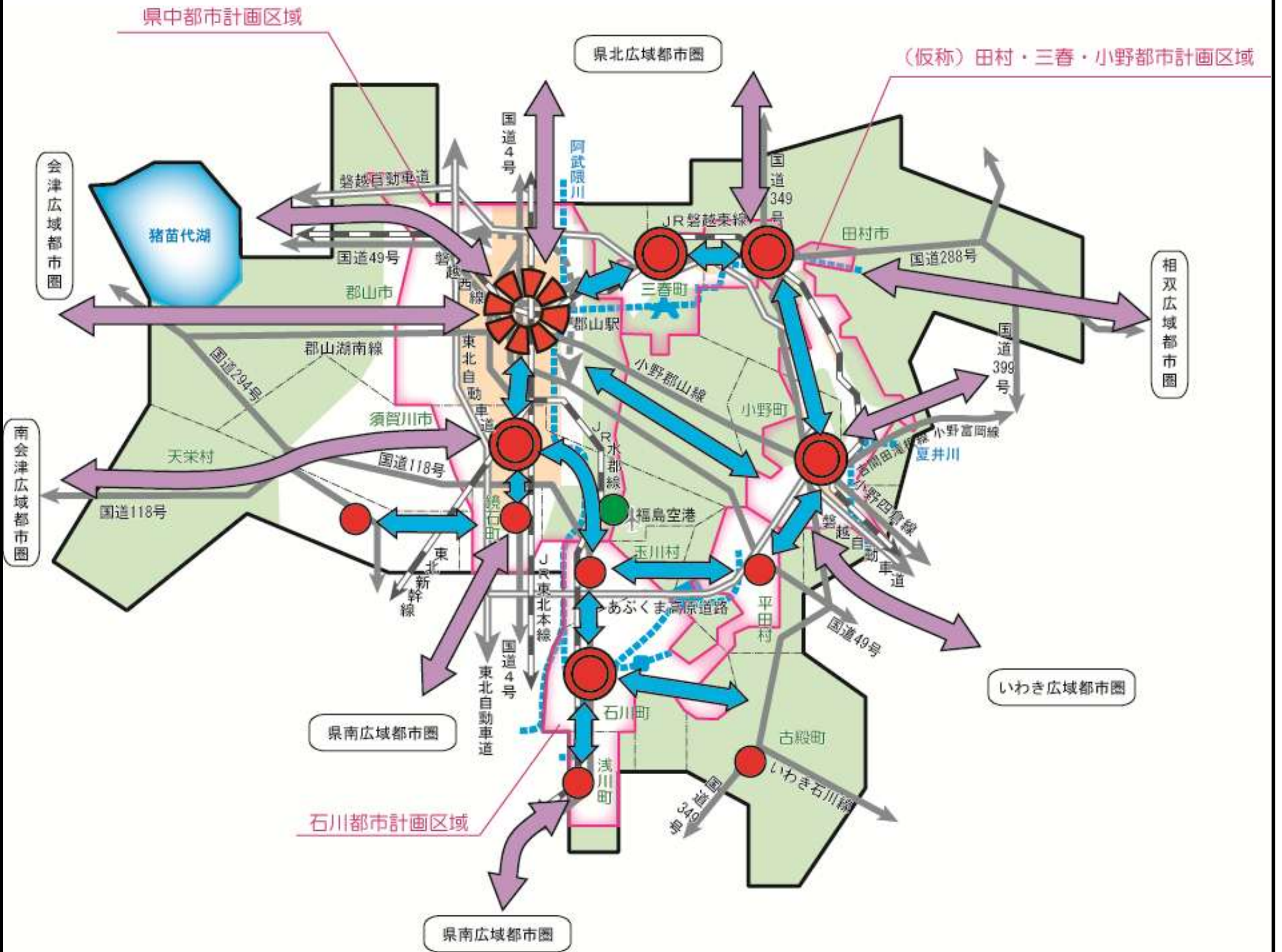
注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

1 都市形成略史年表

年	出来事
中世期	石川氏の統治下におかれ、石川城（三芦城）が築かれる。
江戸時代（初期）	会津領として蒲生、上杉氏が支配。その後白河藩となり、丹波、榊原、本多、松平氏が支配する。
江戸時代（中期）	白河藩は再編され、幕領と越後高田藩領の分領となる。
明治 22 年（1889 年）	市町村制度実施により、川辺・蒜生・小高・中・岩法寺・竜崎が合併して泉村となる。 南須釜・北須釜・吉・山小屋・山新田・四辻新田が合併して須釜村となる。 上蓬田、下蓬田、新田、九生滝、鴫子、永田、小松原が合併して蓬田村となる。 小平、中倉、北方、駒形、東山、西山が合併して小平村となる。
昭和 9 年（1934 年）	水郡線水戸－安積永盛間が全線開通。
昭和 10 年（1935 年）	浅川村から浅川町となる。
昭和 23 年（1948 年）	石川町、平田村に都市計画区域指定。
昭和 26 年（1951 年）	浅川町に都市計画区域指定。
昭和 29 年（1954 年）	浅川村が山白石村を編入。
昭和 30 年（1955 年）	石川町、沢田村、野木沢村、母畑村、中谷村、山橋村が合併し、石川町となる。 泉村、須釜村が合併し、玉川村となる。 小平村と蓬田村が合併し、平田村となる。
昭和 30 年（1955 年）	浅川町が東村の一部を編入。
昭和 62 年（1987 年）	石川町で用途地域を都市計画決定。
平成 5 年（1993 年）	福島空港開港（玉川村）。
平成 9 年（1997 年）	玉川村に都市計画区域指定。
平成 11 年（1999 年）	国際定期路線開設。
平成 14 年（2002 年）	あぶくま高原道路「玉川 IC－福島空港 IC」開通。
平成 23 年（2011 年）	東日本大震災発災
平成 23 年（2011 年）	あぶくま高原道路全線開通。

2

3



一 拠点の定義

- 圏域拠点**
広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される拠点
- 地域拠点**
複数市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点
- 生活拠点**
日常生活圏内の生活活動を支える拠点

一 凡例

- 都市計画区域
- 広域連携軸
- 都市圏内連携軸
- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 新幹線・鉄道
- 主要河川
- 圏域拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 広域公園
- 都市的土地利用
- 集落・田園
- 山地

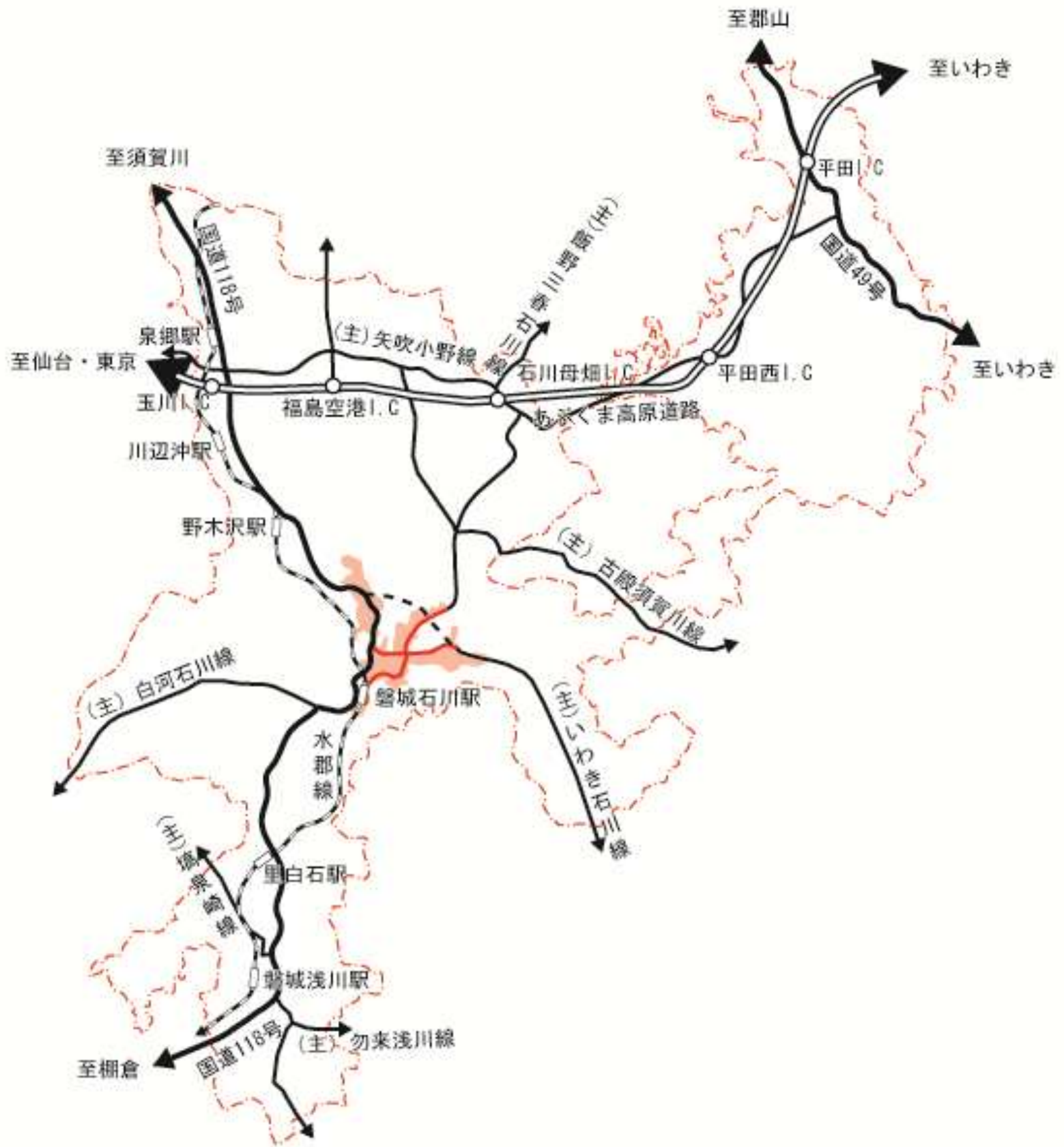
附図2 広域都市圏構造図（参考）
- 県中広域都市圏 -



一 凡 例 一

	都市計画区域		住居系市街地
	自動車専用道路		商業系市街地
	自動車専用道路 (計画)		工業系市街地
	主要幹線道路		集落
	鉄道		農地
	河川		その他自然

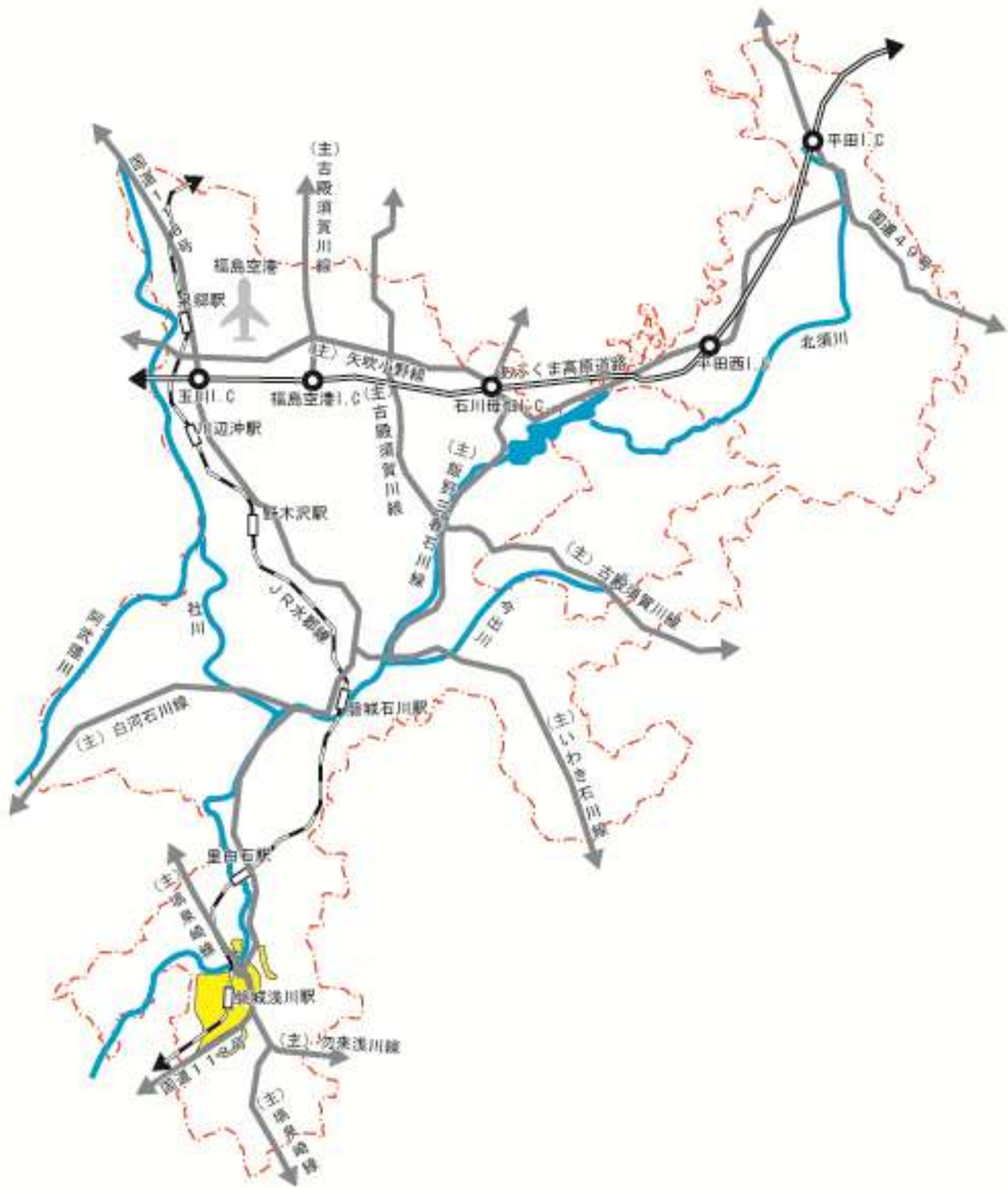
附図3 土地利用方針図 (参考)
-石川都市計画区域-



一凡例一

	都市計画区域		主要地方道等
	自動車専用道路		主要地方道等 (計画)
	自動車専用道路 (計画)		市街地
	国道		鉄道
	国道 (計画)		
※	赤で示す路線は都市計画道路		

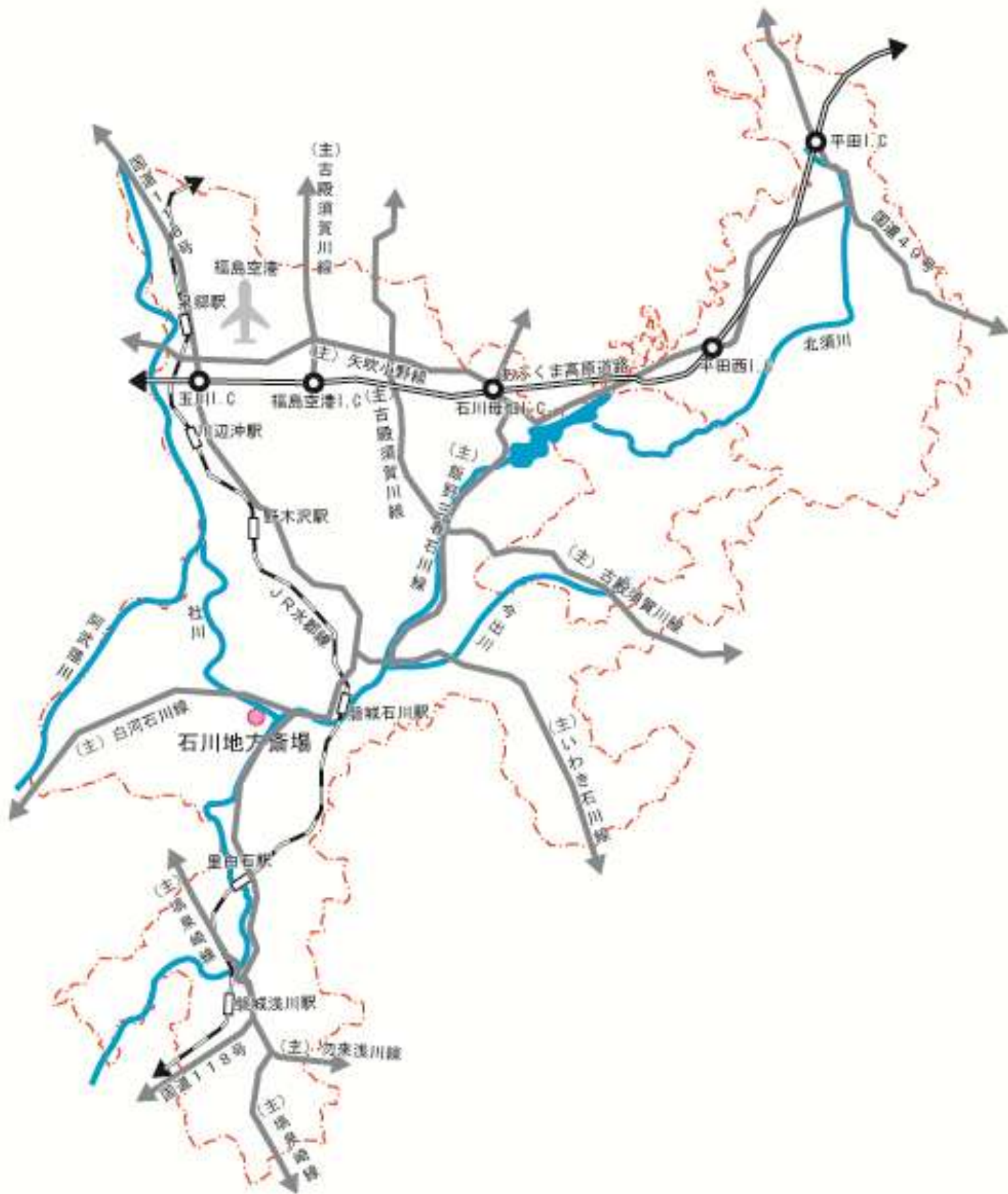
附図4 交通施設方針図 (参考)
-石川都市計画区域-



— 凡 例 —

	都市計画区域		下水道（流域・公共）
	自動車専用道路		ポンプ場
	自動車専用道路（計画）		処理場
	主要幹線道路		管渠
	鉄道		河川

附図5 下水道整備の方針図（参考）
-石川都市計画区域-















— 凡 例 —

	都市計画区域		汚物処理場
	自動車専用道路		ごみ焼却場
	自動車専用道路 (計画)		市場
	主要幹線道路		火葬場
	鉄道		と畜場
	河川		その他の処理施設
	墓園		運動場

附図6 その他都市施設整備の方針図 (参考)
-石川都市計画区域-



— 凡 例 —

	都市計画区域		風致地区
	自動車専用道路		公園・緑地
	自動車専用道路（計画）		自然公園
	主要幹線道路		農地
	鉄道		その他自然
	河川・湖沼		山（主要なもの）

附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図（参考）
 -石川都市計画区域-